(証券コード:3751) 平成24年2月13日

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号日本アジアグループ株式会社代表取締役会長兼社長 山 下 哲 生

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年2月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成24年2月28日(火曜日)午後2時

(会場及び開催時刻は、前回の第24回定時株主総会と異なっております。 当日ご出席の際は、末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照く ださい。)

3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 当社と国際航業ホールディングス株式会社との株式交換

契約承認の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- (お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- (お知らせ) 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社 ウェブサイト (アドレス http://www.japanasiagroup.jp/) に掲載 させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 当社と国際航業ホールディングス株式会社との株式交換契約承認 の件

当社および国際航業ホールディングス株式会社(以下「国際航業HD」といいます。)は、平成24年1月11日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社、国際航業HDを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約についてご承認をいただき たく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、平成24年4月1日を予定しております。

I. 株式交換を行う理由

現在当社の完全子会社である日本アジアホールディングズ株式会社(以下「日本アジアHD」といいます。)は、国際航業株式会社(以下「国際航業」といいます。)の株式を平成18年12月に取得し、同社の筆頭株主となりました。更に、平成19年12月から開始した公開買付けにより、国際航業が行った株式移転によって設立された国際航業HDの株式を追加取得し、同社を子会社化いたしました。その後、平成22年3月に、当社が、日本アジアHDが保有する国際航業HDの全株式を譲渡により取得しました。これらは、国際航業が戦後60有余年の間に果たしてきた社会基盤形成や保全業務等によって蓄積した三次元の地理空間情報技術が、次代の環境エネルギー問題の解決に世界規模で有効であることに着目してのものでありました。

日本アジアHDによる国際航業の株式の取得以降、国際航業は、平成19年10 月の株式移転による持株会社への移行(国際航業HDの設立)による組織再編 を通じて、地理空間情報事業や不動産事業の注力分野のシフト、環境エネルギ ー事業の強化、そして、資本投下も含めて請負型ビジネスモデルから自らが事 業主体となるビジネスモデルへの展開を目指した事業構造改革に取り組んでま いりました。

その中で特に、国際航業HDは、平成20年8月に、風力発電コンサルティングでは国内最高水準の株式会社東洋設計の株式を35%取得したことに続いて、同年12月には、欧州で太陽光発電所の開発実績を多数持つドイツのゲオソルグループを子会社化し、自ら再生可能エネルギー事業への参入を果たしました。

この国際航業HDグループの欧州での太陽光発電事業においては、当社グループの金融サービス事業が、太陽光発電所の開発を投資対象とする「ソーラー・エナジーファンド」を組成し、当該ファンドを通じて投融資を行いました。これは、当社の両事業のシナジー効果が最も発揮された取組みでありました。

こうした取組み実績などを背景に、国際航業HDは、これまでの技術サービス事業と不動産事業からなる事業構成を、空間情報コンサルティング事業、グリーンエネルギー事業およびグリーンプロパティ事業の3つの事業セグメントに再編し、当社との協働により、既存事業の組み替えと環境エネルギー分野への経営資源投入を通じたグリーン・インフラストラクチャー(以下「グリーンインフラ」といいます。)企業への転換を目指す経営戦略を、中期経営計画2010として平成22年5月に公表しました。

国際航業HDグループが、海外ではヨーロッパ(ドイツ・スペイン・イタリア・チェコ)や、国内では宮崎県都農町、群馬県館林市において先駆けて事業化しておりました太陽光発電事業は、東日本大震災以降、世界的に再生可能エネルギーの重要性が再認識されることにより、更にその成長が期待されるところとなりました。特に日本においては、平成23年8月に可決・成立した、再生可能エネルギー特別措置法による全量買取制度の施行に伴い、大規模太陽光発電(メガソーラー)事業の市場拡大、被災地での復興やまちづくりなどへの貢献などの面で太陽光発電事業への期待が増しています。また、国際航業HDの主要顧客である中央官庁や地方自治体においては、限られた財源の中で国民や住民への安全・安心なサービスを継続的に提供していく方策として、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:官民協力事業)/PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ:社会資本整備民営化事業)制度に基づく官民連携の取組みに対する機運と期待が高まっております。

このような事業環境や顧客ニーズの変化に伴い、金融・技術の両サービス事業のリソースとノウハウを融合し活用する協働の事業機会とそれをバックアップする大規模ファイナンス・ニーズが増加し、両グループの一体化により機動的な事業活動と資金調達活動を行うことが、今後の競争力を維持・拡大する上でも重要になってまいりました。

特に、技術的要素とファイナンス的要素を合わせ持つ太陽光発電事業と再生可能エネルギーを活用したまちづくり開発事業においては、より一層の迅速な経営判断と両事業グループの一体化に伴うノウハウの共有による投融資を含めた事業活動の展開が必要な要素と判断しております。

その一方で、ヨーロッパの財政金融問題に端を発する世界的な景気減速懸念 や円高の加速により、日本の経済や事業・経営環境が極めて大きく変化いたし ました。当該事業環境の変化を背景に、当社として、長期的な観点からも、成長性の確保、収益基盤の安定化、収益向上および事業の拡大を持続的に追求すべく、平成23年11月頃より国際航業HDの完全子会社化の検討を開始し、本株式交換による国際航業HDの完全子会社化が当社の企業価値の向上を図る施策として不可欠であるとの判断の下、今般、本株式交換を行うことといたしました。

国際航業HDにおいては、当社からの本株式交換の提案に対して、本株式交換によるグループ内再編を機会に、これまでの事業構造の転換を加速し、従来の技術サービスを提供するだけでなく、金融の仕組みを加えたサービスや事業をも行う機能を備えたユニークな企業への転換が図られること、それにより国際航業HDの企業価値を高めることが期待でき、ひいては現在の国際航業HDの株主の皆様への貢献にも資するとの考えに立ち、少数株主の皆様の利益の確保にも配慮しつつ慎重に検討を進め、今般、本株式交換を行うことといたしました。

当社は、国際航業HDを完全子会社とした後は、次のように4つのコア事業に各グループ企業を集約化し、競争優位にある事業を積極的に展開することに加え、東北復興に向けたまちづくりをはじめ、これからの社会が求める環境エネルギー関連分野での事業拡大に努め、今後の国内外の事業活動をよりスピーディーに推進いたします。また、両社間で役職員の交流を活発化し、人事・組織面においても結束力の強化とグループ方針の周知が図れる施策を行ってまいります。更に、グループ全体の価値観を共有し、企業姿勢を明確化するとともに、グループの求心力を強化し、戦略的なリソースマネジメントを加速し、一体感とスピード感のある組織の実現を図り、相乗的成長を通じて、グリーンインフラ企業への成長を牽引してまいります。

【4つのコア事業】

空間情報コンサルティング事業

地理空間情報技術や国土デザイン技術を利活用したコンサルティング サービス事業では扱いきれなかった公共系の既存財産のアセットマネ ージメント、事業の証券化、民営化といった自治体へのファイナンス 的側面への支援を強化しトータルソリューションを提供しつつ、防災 や減災技術を活用した災害に強いまちづくり、再生可能エネルギーを 活用した社会インフラの再構築などを通じたグリーン・コミュニティ の形成実現に取り組みます。

グリーンプロパティ事業

これまで培った不動産サービスの知見に加えて、環境・エネルギー時代に求められるエコタウン開発をはじめとする不動産ソリューションを金融サービスとの連携を通じて提供し、環境価値の創出、資産価値の向上を実現します。

グリーンエネルギー事業

欧州と日本での実績とグループの総合力を活かして、再生可能エネルギーによる発電施設開発適地を発掘、自ら企画し、資金調達から計画、設計、建設、運営まで一貫して実施することにより、急拡大の見込まれる日本の再生可能エネルギー事業を牽引します。

ファイナンシャルサービス事業

上記三つのコア事業の企画、執行、拡大を支援する投融資資金の調達機能を果たします。取り分け、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギー産業の育成と、グリーンインフラの調整、構築支援というグループ全体の使命を果たすための大規模ファイナンスを実現するため国内外の資本市場の活用、他金融機関やメーカー等との協業・提携を通じた資金調達を担います。加えて、従来からのグループ外の投資家、企業向けへの金融サービスおよび、「リスクキャピタル供給者」としての社会的使命を果たしてまいります。

本株式交換により、次のような効果の具体化を図ります。

【具体化する効果】

- ① 本株式交換による親子重複上場の解消により、グループ戦略機能を強化し、グループを束ねる仕組みとして、明確で迅速な経営判断を基に、効率経営の追求と、規模の最適化と経営意思決定の一段のスピード化を図ります。
- ② 上記①による効果的な事業執行体制の構築により、グループの各事業会 社が、専門性を持つとともに、それぞれの役割を担い、執行責任を持ち、 業績の向上に向けて責任をより明確化し、グループ各社相互の連携を強化 することにより、総合力を発揮します。
- ③ 持株会社である当社、国際航業HDおよび日本アジアHDのそれぞれが 有する重複する組織を当社に集約し、シェアードサービスの拡充による業 務集約・スリム化を図りつつ、オフィス・システム等の統合など一層の合 理化により、本社機能の大幅なコスト削減を図ります。

④ 本株式交換を機に、新しい企業集団の創設として位置づけ、新たなコーポレートブランディングを導入し、より一体化したグループ全体の経営理念・経営ビジョンを共有化することにより、方向性を一にしてシナジーを高め、企業価値およびステークホルダー共同の利益の向上に努めます。

上記の施策等により、当社は、「司令塔」として国際航業HDグループの持つ潜在力を顕在化し、収益力を向上させることに加えて、ファイナンシャルサービス事業の差別化、収益化をより強化することになり、グループの付加価値を最大限に高められることとなります。当社は、本株式交換により、従来からの当社の株主の皆様に加え、新たに当社の株主となる国際航業HDの株主の皆様の期待に沿えるよう、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

Ⅱ. 株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書(写)

日本アジアグループ株式会社(以下「甲」という。)と国際航業ホールディングス株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会 社となるため、本契約の定めに従い、株式交換(以下「本株式交換」という。) を行う。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1)甲(株式交換完全親会社)

商号:日本アジアグループ株式会社

住所:東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号:国際航業ホールディングス株式会社

住所:東京都千代田区六番町2番地

第3条 (株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(但し、甲の保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(但し、甲を除く。)に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に0.0653を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主(但し、甲を除く。)に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.0653株の割合をもって割り当てる。
- 3. 前項に従い乙の各株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条(株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 金0円
- (2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金0円

第5条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成24年4月1日とする。但し、甲及び乙は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

甲及び乙は、それぞれ効力発生日の前日までに、本契約の承認その他の本株式 交換に必要な事項について株主総会の決議を求める。

第7条(会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者として の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段 の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為 を行おうとするときには、予め協議し合意の上、これを行う。

- 2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が基準時において保有することとなる自己株式の全部(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)を、基準時において消却するものとする。
- 3. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに、会社法の規定並びに乙の第1回新株予約権及び第2回新株予約権の各内容に従い、乙の第1回新株予約権及び第2回新株予約権(行使済みのもの及び乙が保有するものを除く。)の全部を、各新株予約権の1個当たりの発行価額を限度とする価格をもって取得し、取得した当該各新株予約権の全部を消却するものとする。

第8条 (乙の定款変更)

乙は、第6条に定める乙の株主総会において、乙の定時株主総会において権利を行使することができる株主を定める基準日に係る定款の規定を、平成24年3月30日まで(同日を含む。)に本契約が効力を失っていないこと及び本株式交換が中止されていないことを条件として、平成24年3月30日付で削除する旨の定款変更の決議を求める。

第9条 (株式交換条件の変更及び株式交換の中止)

- 1. 本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。
- 2. 甲は、第6条に定める乙の株主総会において、前条に定める定款変更の決議がなされなかった場合には、本株式交換を中止することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認又は本株式交換に必要となる法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条(協議事項)

本契約に定めがない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙別途協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月11日

甲:東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 日本アジアグループ株式会社 代表取締役会長兼社長 山下 哲生

乙:東京都千代田区六番町2番地国際航業ホールディングス株式会社 代表取締役社長 呉 文 繍

- Ⅲ. 会社法施行規則第193条各号に掲げる事項の内容の概要
- 1. 会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定めの相当 性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)
 - (1) 本株式交換に際して交付する株式の数またはその算定方法およびその株式 の割当ての相当性に関する事項
 - ①本株式交換に係る割当ての内容

	当社	国際航業HD
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.0653
本株式交換により 交付する株式数	普通株式:1,019,976株(予定)	

(注1)株式の割当比率

国際航業HDの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.0653株を割当て交付いたしますが、交付する株式は当社が保有する自己株式を充当し、残数について新たに普通株式を発行する予定です。ただし、当社が保有する国際航業HDの普通株式21,540,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により当社が国際航業HDの発行済株式(ただし、 当社の保有する国際航業HDの株式を除きます。)の全部を取得する時点 の直前時(以下「基準時」といいます。)の国際航業HDの株主(ただし、 当社を除きます。) に対し、その保有する国際航業HDの株式の合計数に 0.0653を乗じた数の当社の株式を割当て交付いたします。

なお、国際航業HDは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有することとなる自己株式の全部(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、国際航業HDによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 1株に満たない端株の処理

当社は、本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の割当てを受けることとなる国際航業HDの株主に対しては、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様にお支払いいたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、当社および国際航業HDは、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社プロジェスト(以下「プロジェスト」といいます。)を、国際航業HDは株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

プロジェストは、当社および国際航業HDについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(諸条件を勘案し、算定基準日である平成24年1月6日を基準日(以下「算定基準日」といいます。)として、当社につきましては、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)における当社の株式の算定基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までの各々の期間の終値平均値ならびに国際航業HDにおいて行使価額修正条項付き新株予約権の発行およびコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結を開示した平成23年8月25日の翌営業日以降の終値、国際航業HDにつきましては、東京証券取引所市場第一部(以下「東証第一部」といいます。)における国際航業HDの株式の算定基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までの各々の期間の終値平均値ならびに行使価額修正条項付き新株予約権の発行およびコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結を開示した平成23年8月25日の翌営業日以降の終値をもとに、それぞれ分析しております。)

を採用して算定を行いました。

なお、今回の算定に際して、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー方式 (以下「DCF法」といいます。)については採用しておりません。これは当 社の展開する事業のうちファイナンシャルサービス事業について、平成20年の リーマンショックや平成21年以降の欧州債務危機などの影響によりその将来の 事業活動の成果を正確に予測することが困難な状況が続いているという市場環 境下で、同社の利益計画に基づく算定結果の客観性を担保できないという理由 によります。

当社の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果	
市場株価法	0.0590~0.0745	

プロジェストは、株式交換比率の算定に際して、当社および国際航業HDから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、国際航業HDおよびそれらの関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。当社および国際航業HDの財務予測については、当社および国際航業HDにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、プロジェストは、当社の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として、第三者算定機関としての株式交換比率の算定を、当社の取締役会に対して提出することを目的として算定結果を作成しており、その算定結果は、プロジェストが本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、プルータスは、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(諸条件を勘案し、東証マザーズにおける当社の株式の算定基準日の終値および当社において業績予想の修正等を開示した平成23年12月7日の翌営業日以降の終値をもとに、分析しております。)を採用して算定を行いました。一方、DCF法については、将来の利益計画に対して実際の業績が相当程度上振れまたは下振れする可能性があり、算定結果の客観性を担保できないとの理由により採用しておりません。

国際航業HDについては、国際航業HDが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(諸条件を勘案し、東証第一部における国際航業HDの株式の算定基準日の終値および当社において業績予想の修正等を開示した平成23年12月7日の翌営業日以降の終値をもとに、分析しております。)を採用して算定を行いました。一方、DCF法については、将来の利益計画を採用して算定を行うことが可能であるものの、当社についてDCF法を採用しておらず、DCF法による算定結果に基づく株式交換比率の算定ができないことから採用しておりません。

当社の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果	
市場株価法	0.0580~0.0768	

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社ならびにその子会社および関係会社の資産または負債(簿外債務、その他偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、プルータスが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(イ) 算定の経緯

当社および国際航業HDは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、当社および国際航業HDは、それぞれ上記の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、当該株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成24年1月11日に開催された当社および国際航業HDの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(ウ) 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるプロジェストは、当社および国際航業HDの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、国際航業HDの第三者算定機関であるプルータスは、当社および国際 航業HDの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利 害関係を有しません。

(エ) 公正性を担保するための措置

当社は、既に国際航業HDの発行済株式数の56.42%(平成23年9月30日現在)を保有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるプロジェストに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として国際航業HDとの間で交渉・協議を行いました。

一方、国際航業HDは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるプルータスに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行いました。

かかる交渉・協議の結果、両社は、上記の株式交換比率により本株式交換を 行うことを、平成24年1月11日開催のそれぞれの取締役会で決議しました。

なお、両社はいずれも、それぞれの第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

また、当社は、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、国際航業HDは、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を、財務アドバイザーとして株式会社赤坂国際会計を選任し、法的な観点または財務的な観点から本株式交換の適切な手続および対応等について助言を受けました。

(オ) 利益相反を回避するための措置

国際航業HDの取締役のうち山下哲生氏および呉文繍氏は、いずれも当社の 取締役を兼務しているため、利益相反回避の観点から平成24年1月11日開催の 国際航業HDの取締役会における本株式交換の審議および決議に参加しておら ず、本株式交換に関する当社との交渉・協議にも参加しておりません。 また、国際航業HDの監査役のうち社外監査役である小林一男氏は、当社の 監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から平成24年1月11日開催の 国際航業HDの取締役会における本株式交換の審議に参加しておらず、何らの 意見表明も行っておらず、また、本株式交換に関する当社との交渉・協議にも 参加しておりません。

平成24年1月11日開催の国際航業HDの取締役会は、取締役8名中、上記山下哲生氏および呉文繍氏を除く全取締役6名、ならびに、監査役3名(うち社外監査役2名)中、上記小林一男氏を除く全監査役2名が出席し、出席した取締役全員の賛同を得て本株式交換契約を締結する旨を決議し、また、出席した監査役全員は、取締役会による本株式交換契約締結の決議につき、異議がない旨の意見を述べております。

また、国際航業HDの取締役会は、平成23年12月6日、本株式交換が国際航業HDの少数株主の皆様にとって不利益な条件の下で行われることを可及的に防止するため、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である泰田啓太氏(弁護士、桃尾・松尾・難波法律事務所所属)、中村亨氏(公認会計士、株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング代表取締役)および田辺孝二氏(国際航業HD社外取締役(東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されています。)、東京工業大学大学院教授)の3名によって構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(i)本株式交換の目的の正当性、(ii)本株式交換の交換比率その他の条件の公正性、(iii)本株式交換の手続の適正性等の観点から、本株式交換が国際航業HDの少数株主の皆様にとって不利益なものではないことに関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成23年12月8日から平成24年1月10日までに、合計6回開催され、国際航業HDの取締役会からの諮問事項に関して、情報収集を行い、慎重に協議および検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、国際航業HDから、当社による国際航業HDへの提案内容、本株式交換に至る背景、国際航業HDの本株式交換についての考え方ならびに株式交換比率を含む本株式交換その他の諸条件の交渉経緯および決定プロセスについての説明を受けるとともに、株式交換比率および本株式交換に係る意思決定の公正性ならびに国際航業HDの株主の皆様の利益への配慮についての意見交換等を行っております。

また、第三者委員会は、プルータス、弁護士法人大江橋法律事務所および株式会社赤坂国際会計がそれぞれ国際航業HDに対して提出した株式交換比率算定書、法務デューディリジェンス報告書および財務調査報告書を参考に、本株式交換について検討いたしました。

第三者委員会は、このような経緯のもとに、上記諮問事項について慎重に協 議および検討した結果、平成24年1月10日に、国際航業HDの取締役会に対し、 (i) 本株式交換の目的は、国際航業HDの企業価値の向上の観点から検討さ れており、かつ、本株式交換により生じると見込まれている具体的なシナジー の内容が企業価値向上の観点からみていずれも不合理なものではなく、正当と 評価できること、(ii)国際航業HDは、国際航業HDと当社のいずれとも重 要な利害関係を有しない第三者算定機関であるプルータスから株式交換比率算 定書を取得し、当社から提示された株式交換比率案に対して、当該株式交換比 率算定書を基に検討した対案を提示し、その結果として株式交換比率の決定に 至っており、その条件は公正なものであると評価できること、(iii)国際航業 HDにおける本株式交換に係る交渉過程および意思決定過程は適切なものと解 されることから、本株式交換に係る手続が適正であると評価できること、よっ て、これらの事情に基づけば、国際航業HDがかかる条件で本株式交換を行う 旨の決定をすることは、国際航業HDの少数株主の皆様にとって不利益なもの ではないと評価することができるものと思料するとの内容の答申書を提出いた しました。

(2) 当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金および準備金の額は以下のとおりです。

増加する資本金の額 金0円

増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

増加する利益準備金の額 金0円

以上の資本金および準備金の額は、当社の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に判断したうえで決定したものであり、相当であると考えております。

- 2. 会社法第768条第1項第4号および第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号) 該当事項はありません。
- 3. 株式交換完全子会社についての事項(会社法施行規則第193条第3号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

国際航業HDの最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、別紙「国際航業HDの最終事業年度に係る計算書類等」に記載のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容国際航業HDは、以下の各新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行しておりますが、平成24年1月11日開催の国際航業HD取締役会において、平成24年3月27日付で、本新株予約権の未行使残高すべてを、平成24年2月28日開催予定の国際航業HD臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案が原案どおり承認可決されることおよび平成24年3月27日までに本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、それぞれの新株予約権の発行価額(国際航業ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個につき5,450円、国際航業ホールディングス株式会社第2回新株予約権1個につき198円)で取得し、取得した本新株予約権をすべて消却する旨の決議を行いました。

- ・国際航業ホールディングス株式会社第1回新株予約権(平成23年9月12日発行)
- ・国際航業ホールディングス株式会社第2回新株予約権(平成23年9月12日発行)
- 4. 株式交換完全親会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、 重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた ときは、その内容(会社法施行規則第193条第4号)
 - (1)無担保普诵社債(私募債)の発行

当社は、当社取締役会において、以下のとおり、無担保普通社債(私募債)の発行を決議いたしております。

銘柄	発行日	発行額	利率 (年%)	償還期日	
		(千円)			
第75回普通社債	平成23年5月27日	460, 000	5. 22	平成24年1月31日	
第76回普通社債	平成23年5月30日	950, 000	5. 16	平成23年11月30日	
第77回普通社債	平成23年5月31日	740, 000	5. 26	平成24年3月26日	
第78回普通社債	平成23年6月27日	480, 000	5. 19	平成24年1月27日	
第79回普通社債	平成23年6月29日	720, 000	5. 28	平成24年5月31日	
第80回普通社債	平成23年6月30日	720, 000	5. 30	平成24年6月29日	
第81回普通社債	平成23年7月27日	700, 000	5. 02	平成23年10月27日	
第82回普通社債	平成23年7月28日	480, 000	5. 11	平成23年12月27日	
第83回普通社債	平成23年7月29日	860, 000	5. 30	平成24年7月27日	
第84回普通社債	平成23年8月29日	350, 000	5. 02	平成23年11月29日	
第85回普通社債	平成23年8月30日	360, 000	5. 30	平成24年8月30日	
第86回普通社債	平成23年8月31日	100, 000	5. 00	平成23年11月30日	

銘柄	発行日	発行額 (千円)	利率 (年%)	償還期日
第87回普通社債	平成23年9月22日	1, 000, 000	5. 02	平成23年12月22日
第88回普通社債	平成23年9月29日	270, 000	5. 16	平成24年3月29日
第89回普通社債	平成23年9月30日	280, 000	5. 30	平成24年9月28日
第90回普通社債	平成23年10月27日	300, 000	5. 06	平成24年2月27日
第91回普通社債	平成23年10月27日	250, 000	5. 15	平成24年4月26日
第92回普通社債	平成23年10月28日	240, 000	5. 29	平成24年10月26日
第93回普通社債	平成23年10月31日	450, 000	5. 25	平成24年8月31日
第94回普通社債	平成23年11月29日	380, 000	5. 29	平成24年11月28日
第95回普通社債	平成23年11月30日	600, 000	5. 02	平成24年2月24日
第96回普通社債	平成23年11月30日	650, 000	5. 11	平成24年4月27日
第97回普通社債	平成23年11月30日	90, 000	5. 15	平成24年5月30日
第98回普通社債	平成23年12月22日	1, 000, 000	5. 02	平成24年3月30日
第99回普通社債	平成23年12月27日	180, 000	5. 15	平成24年6月27日
第100回普通社債	平成23年12月27日	280, 000	5. 25	平成24年10月29日
第101回普通社債	平成23年12月28日	760, 000	5. 29	平成24年12月27日
第102回普通社債	平成24年1月27日	150, 000	5. 02	平成24年4月24日
第103回普通社債	平成24年1月27日	420, 000	5. 21	平成24年9月27日
第104回普通社債	平成24年1月31日	200, 000	5. 25	平成24年11月29日
第105回普通社債	平成24年1月31日	400, 000	5. 29	平成25年1月30日

(2) 日本リバイバルスポンサーファンド壱号投資事業有限責任組合からの借入れ

当社は、平成23年6月23日付で、日本リバイバルスポンサーファンド壱号投資事業有限責任組合と金銭消費貸借契約を締結し、同日付で金1,000,000千円の借入れを行いました。返済期日は、平成24年4月27日となっており、利率は、平成23年6月23日から平成23年12月31日までは年4.5%、平成24年1月1日から平成24年4月27日までは年6%であります。

(別紙) 国際航業HDの最終事業年度に係る計算書類等

事 業 報 告

(平成22年4月1日から) 平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジア諸国の順調な経済成長や政府の景気刺激策を背景に持ち直しに向けた動きが見られましたが、欧州の金融不安や急激な為替変動の影響により、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループが関連する公共分野については、政府による公共事業見直し 論や財政逼迫による公共事業費の継続的な予算縮減が続き、民間分野におい ても企業の設備投資は持ち直しつつあるものの依然として低水準で推移する など、総じて厳しい状況が続きました。また、エネルギー分野では、地球温 暖化への対策やエネルギー源の確保などの対処の一環として太陽光などの再 生可能エネルギーの普及を助成するフィードインタリフ制度が世界的に拡大 しておりますが、買取価格の見直しなどによる事業環境の変化もあり、先行 き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは平成22年5月20日に発表しました中期経営計画「~グリーン・インフラ企業への挑戦~Re-engineering for Green Infrastructure」に基づいて、既存事業の組み換えと環境・エネルギー分野への注力を進めてまいりました。

その結果、連結売上高は、前期比2.6%増の508億7千7百万円となりましたが、連結営業利益は前期比15.7%減の2億4千5百万円に留まりました。また、連結経常利益は、主にヨーロッパ地域での太陽光発電所開発事業に係る為替差損4億円が発生したこと等により、2億4千3百万円の損失となりました。当期純損益は12億4千9百万円を特別利益に計上した一方で、28億9千8百万円を特別損失に計上したこと等から、22億7百万円の損失となりました。

次に主要な事業セグメント別の概況につきまして、以下ご報告いたします。

	空 間 情 報 コンサルティン グ 事 業	グ リ ー ン プロパティ事業	グ リ ー ン エネルギー事業	その他
売 上 高(百万円)	33, 586	15, 882	1, 383	25
営業利益(百万円)	△34	570	△289	Δ1

(注) 事業セグメントにつきましては、前事業年度まで「技術サービス事業」、「不動産事業」 および「その他事業」の3セグメントとしておりましたが、平成22年5月20日に発表しま した中期経営計画において、グリーン・インフラ企業への転換を掲げ事業セグメントの再 編を行ったことから、当事業年度より上記の4セグメントに変更しております。

① 空間情報コンサルティング事業

空間情報コンサルティング事業における売上高は、中期経営計画における当事業部門の事業戦略である地方自治体の業務支援サービス、地理空間情報を活用した国土保全サービス、低炭素型インフラ整備・まちづくりサービス、海外の環境・気候変動関連分野の地理空間情報サービス、地理空間情報アーカイブスを活用したソリューションの5つの領域において事業を推進した結果、335億8千6百万円となりました。損益面では3千4百万円の営業損失となりました。

② グリーンプロパティ事業

グリーンプロパティ事業においては、不動産賃貸、アセットマネジメント・プロパティマネジメント業務、建設・不動産ならびに土壌・地下水の保全に関するコンサルティングサービス、戸建住宅事業を提供し、これら事業を基盤として太陽光発電施設の設計施工をはじめとするエネルギーソリューションサービスや環境配慮型住宅の供給などのメニュー充実化を図り、低炭素社会へ向けた取り組み(グリーンプロパティサービス)を進めた結果、売上高は158億8千2百万円、営業利益は5億7千万円となりました。

③ グリーンエネルギー事業

グリーンエネルギー事業においては、日本アジアグループ(金融サービス)との融合を図りながら欧州での大規模太陽光発電所(メガソーラー)の開発業務を一段と進めたことにより、当年度までの累計開発量は出力20メガワットとなりました。また、日本においても平成22年4月に宮崎都農第1発電所(出力50キロワット)、平成23年3月に宮崎都農第2発電所(出力1メガワット)の稼動を開始する等、グローバルの視点で新たな成長路線を築く取り組みを積極的に図りました。その結果、売上高は13億8千3百万円、損益面では2億8千9百万円の損失となりました。

(2) 資金調達の状況

当期中に特記すべき資金調達は行っておりません。

なお、当期の設備投資額の資金調達は主に自己資金および借入により賄っております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は15億4千5百万円であり、その主なものは、宮崎県都農町での太陽光発電施設、新基幹システムの導入費用および生産効率の改善を目的としたソフトウェア開発などであります。

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区	分	第 1 期 (平成19年度)	第 2 期 (平成20年度)	第 3 期 (平成21年度)	第 4 期 (平成22年度)
売 上	高(百万円)	34, 506	49, 426	49, 583	50, 877
営業利益又は損失	€ (△)(百万円)	△270	805	290	245
経常利益又は損失	€ (△)(百万円)	△499	△279	△646	△243
当期純利益又は損気	失(△)(百万円)	1, 454	△730	△449	△2, 207
1株当たり当期線 又は損失(純利益 △) (円)	39. 68	△19. 79	△12. 33	△60. 62
総資	産(百万円)	52, 393	67, 438	71, 798	66, 931
純 資	産(百万円)	32, 177	32, 891	32, 433	29, 367
自己資本	比率 (%)	61. 4	45. 1	41.8	41. 5

(注) 1株当たり当期純利益又は損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。

② 当社の財産および損益の状況

当期の営業収益は、子会社から経営管理料および配当金を受領した結果、16億9千5百万円となりました。また、損益面は営業利益1億4百万円、経常損失3億3千2百万円、当期純損失8億2千3百万円となりました。

(5) 対処すべき課題

① グループ経営

環境・エネルギー分野における新規事業への投資、地域アライアンス戦略の推進により当社グループの連結子会社の数は60社を超える規模となりました。当社では適切かつ迅速な連結決算の実施は勿論のこと、効率的な管理業務の実施を目的として当社に管理機能を集約してグループ管理体制を整備すると共に親会社との連携機能の強化も図って参りました。今後もより一層の効率的、機動的なグループ経営を執行するための機能の強化と高度化を目指して、外部の専門家の協力も得て体制の整備を継続的に進めております。

② グローバル対応

欧州での太陽光発電事業、アジア地区での事業開発に向けた拠点開設など、海外での活動が増加しております。当社グループは今後も積極的な海外での事業開発を推進する方針であり、上述のグループ経営の機能強化と平行して、効果的なコントロールとリスク管理体制の構築を進めております。

③ 事業構造の転換

経営環境の変化に対応した事業構造の転換は社会から必要とされる企業であり続けるための重要な経営課題として認識しております。当社グループは新中期経営計画において、新しい社会基盤の構築に貢献するグリーン・インフラ企業を目指すべき姿と位置づけ太陽光発電事業を推進すると共に、空間情報コンサルティング事業においては次世代ビジョンの策定活動を通じて、経営環境の変化に即した事業構造の転換に向けた取組みを開始しております。また、不動産事業においても当社グループに相応しい不動産事業への転換を目指した取組みを進めております。

④ 社会的責任対応

当社グループは社会と共生するうえで、CSR活動による社会貢献のみならず、コンプライアンスの徹底、適切な内部統制とリスクマネジメントの実施も重要な責務であるとの認識に立ち、効果的な制度導入と教育活動を通じて、社会的責任の遂行機能を強化しております。

⑤ 東日本大震災に関する対応

一日も早い被災地の復興ならびに日本の持続的発展のために、これまで 培ってきた社会資本整備や再生可能エネルギーに関する知見をもとに、グ ループの総力を結集し、新たな時代が求める「災害に強いまちづくり」、 「低炭素社会の実現」に向けた取り組みを強化いたします。

(6) 企業集団の主要なセグメント (平成23年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 な 事 業 内 容
空 間 情 報 コンサルティン グ 事 業	地方自治体の業務支援サービス、国土保全サービス、低炭素型インフラ整備・まちづくりサービス、海外の環境・気候変動関連分野の地理空間情報サービス、地理空間情報アーカイブスを活用したソリューション
グリーンプロパ テ ィ 事 業	不動産賃貸、アセットマネジメント業務、戸建住宅事業、土壌・地下水の保全に関するコンサルティングサービス、低炭素社会へ向けた取り組み (グリーンプロパティサービス)
グリーンエネル ギ ー 事 業	太陽光発電施設の開発・運営管理
その他	保険代理店業務

(注) 事業セグメントにつきましては、前事業年度まで「技術サービス事業」、「不動産事業」 および「その他事業」の3セグメントとしておりましたが、平成22年5月20日に発表し ました中期経営計画において、グリーン・インフラ企業への転換を掲げ事業セグメント の再編を行ったことから、当事業年度より上記の4セグメントに変更しております。

(7) 企業集団の主要な拠点等(平成23年3月31日現在)

① 当社

本 店:東京都千代田区六番町2番地

海 外 拠 点:ベトナム駐在員事務所(ベトナム ハノイ)

② 子会社

(国内)

国際航業株式会社(東京都千代田区)

事 業 所:東北事業所(仙台)、東京事業所(府中)、中部事業所 (名古屋)、関西事業所(尼崎)、九州事業所(福岡) ほか全国46拠点

国際ランド&ディベロップメント株式会社(東京都千代田区) 株式会社KHC(兵庫県明石市)

宮崎ソーラーウェイ株式会社(宮崎県宮崎市)

(海外)

KOKUSAI ASIA PTE. LTD. (シンガポール)
KOKUSAI CHINA LIMITED (香港)
KOKUSAI EUROPE GmbH (ドイツ ベルリン)
Geosol Beteiligungsgesellschaft mbH (ドイツ ベルリン)
GEOSOL Iberica S. L. U. (スペイン グラナダ)
GEOSOL Czech s. r. o. (チェコ プラハ)
GEOSOL Italia s. r. l. (イタリア ローマ)

(8) 使用人の状況(平成23年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	従 業 員 数
空間情報コンサルティング事業	1,760 (524) ^(名)
グリーンプロパティ事業	238 (5)
グリーンエネルギー事業	66 (1)
そ の 他	5 (0)
全 社 (共 通)	46 (0)
合 計	2, 115 (530)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(出向者を除き、出向受入者を含む)であります。
 - 2. 従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 - 3. 臨時従業員には、パートタイマーおよび非常勤雇用者を含み、派遣社員 を除いております。
 - 4. 全社(共通)は、総務および経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
57 (名)	+13 (名)	41.6 (歳)	10.4 (年)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(出向者を除き、出向受入者を含む)であります。 2. 平均勤続年数は、転籍者の国際航業㈱での勤続年数を加算しております。
- (9) 重要な親会社および子会社の状況 (平成23年3月31日現在)
 - ① 親会社の状況

会	社	名	資 本 金	当社への 出資比率	主要な事業内容
日本ア株	'ジアグル 式 会	/一プ 社	3,800 (百万円)	56. 45 (%)	純粋持株会社

- (資本関係) 当社の親会社である日本アジアグループ㈱は、当社の株式を 21,540千株(出資比率56.45%)保有しております。
- (人的関係) 当社の親会社である日本アジアグループ(㈱との間で取締役2名、 監査役1名が兼務をしております。
- (取引関係) 事業活動上の重要な取引関係はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
国際航業株式会社	16,729(百万円)	100 (%)	空間情報コンサルティン グ・社会基盤整備事業
国際ランド&ディベロップメン ト 株 式 会 社	100(百万円)	100	不動産賃貸・管理・開発 事業
国際環境ソリューションズ株式 会 社	100(百万円)	100	土地、地下水環境保全に 関するコンサルティング
国際文化財株式会社	100(百万円)	100	文化財発掘調査事業
株式会社KHC	373(百万円)	73. 1	建設・不動産事業を扱う 持株会社
宮崎ソーラーウェイ株式会社	100(百万円)	100	太陽光エネルギー事業
株式会社インフラ・イノベーショ ン 研 究 所	10(百万円)	100	エネルギー環境技術に関 する研究およびコンサル ティング
KOKUSAI EUROPE GmbH	2,250 (千EUR)	100	欧州地域を中心とした事 業開発
KOKUSAI ASIA PTE. LTD.	1,500 (千SGD)	100	アジア地域を中心とした 事業開発
KOKUSAI CHINA LIMITED	8,000 (千米四)	100	中国地域を中心とした事 業開発

(注) 平成22年6月30日に㈱五星の株式すべてを譲渡したことに伴い、同社は子会社に該当しなくなりました。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は平成23年3月31日現在68社であります。なお、当期の連結業績は、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 当社の主要な借入先(平成23年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

	f	告		入		#	Ē		借	入	額
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行		5,903 (ī	百万円)
株	式	会	社	り	そ	な	銀	行		3, 313	
株	式	会	社	:	東	和	銀	行		3,000	

(注) 上記の金額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローン契約による以下の借入金を含んでおります。

株式会社みずほ銀行 2,000 (百万円) 株式会社りそな銀行 1,200

(11)剰余金の配当等に関する方針

利益配分につきましては、将来の事業展開などに対する内部留保にも十分 配慮したうえで、長期的な配当水準の維持・向上に努め、安定した配当を継 続して行うことを基本方針としております。しかし、当期の剰余金の配当に つきましては、当期のグループ業績ならびに経済状況を勘案し、引き続き無 配とさせていただきます。次期の配当につきましては、現時点におきまして は今後の市場動向の予測が困難であることを鑑み、未定とさせていただきま すが、早期の復配に向けてグループ業績の向上に努めて参ります。 株式に関する事項(平成23年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

77,908,000 株

(2) 発行済株式の総数

38, 157, 103 株

(3) 株主数

3,055 名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持 株 比 率
日本アジアグループ株式会社	21,540 (千株)	57. 99 (%)
株式会社みずほ銀行	1, 753	4. 72
応 用 地 質 株 式 会 社	1, 200	3. 23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	988	2. 66
国際 航業株式会社	719	1. 93
国際航業グループ従業員持株会	701	1. 88
株式会社損害保険ジャパン	671	1.80
株式会社りそな銀行	516	1. 38
コクサイエアロマリン株式会社	400	1. 07
藤 本 琢 磨	305	0.82

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 国際航業㈱が所有する株式については、会社法第308条第1項および会社法施行規則 第67条の規定により議決権を有しておりません。
 - 3. 上記のほか、自己株式1,016千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- (5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況
 - ① 取得株式

普 通 株 式 5,263 株 取得価額の総額 960,220 円

② 処分株式

普 诵 株 式

0 株

③ 消却した株式

善 诵 株 式

0 株

④ 決算期における保有株式

普 通 株 式 1,016,388 株

(注) 上記のほか、平成19年10月1日効力発生の株式移転に伴い、当社の完全子会社 国際航業㈱が保有する当社株式719,184株および、平成22年4月より当社の連結 子会社となった㈱エオネックス、㈱利水社が保有する当社株式4,000株がありま す。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役(平成23年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	呉 文 繍		日本アジアグループ(株) 取締役
取締役会長	山下哲生		日本アジアグループ(株) 代表取締役会長兼社長
取 締 役	米 村 貢 一	リスク管理担当 管理本部長	
取 締 役	渡邉和伸	企画本部長	
取 締 役	吉川正嗣		国際ランド&ディベロップメント㈱ 代表取締役会長
取 締 役	アンドレアス・シ ュタインベルグ		トアスホールディングス(株) 代表取締役
取 締 役	中 原 修		国際航業㈱ 代表取締役社長
取 締 役	田辺孝二		東京工業大学大学院イノベーショ ンマネジメント研究科教授
取 締 役	虫 本 貴 洋		
常勤監査役	有 働 達 夫		
監 査 役	加藤裕二		
監 査 役	小 林 一 男		日本アジアグループ(株) 監査役

- (注) 1. 取締役田辺孝二および虫本貴洋は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役加藤裕二および小林一男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 取締役田辺孝二、虫本貴洋および監査役 加藤裕二、小林一男は一般株主と利益相反が 生じるおそれがない、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員で あります。
 - 4. 平成22年6月24日開催の定時株主総会において、取締役中原修および監査役小林一男が 新たに選任され、就任いたしました。
 - 5. 監査役島田隆幸は、平成22年6月24日開催の定時株主総会終結のときをもって、監査役を辞任しております。
 - 6. 社外取締役田辺孝二は重要な兼職がありますが、当社と兼職先との間には特別の関係は ありません。
 - 7. 社外監査役小林一男は日本アジアグループ㈱の社外監査役であります。なお、日本アジアグループ㈱は当社の親会社に該当します。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	区	分	人 数	報酬等の総額	左記のうち社外役員 の報酬等の総額
取	締	役	10名(3名)	136, 286 (千円)	15,300 (千円)
監	查	役	4名(3名)	25, 608	10, 008
	計		14名(6名)	161, 894	25, 308

- (注) 1. () 内の人数は、社外取締役および社外監査役の人数であります。
 - 2. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成20年6月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額2億4千万円以内、監査役の報酬額を年額7千2百万円以内とする決議を頂いております。
 - 3. 上記支給額のほか、社外役員が当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度 の役員として受けた報酬等の総額は380万円であります。
 - 4. 当事業年度末現在の取締役および監査役の人数と相違しておりますのは、平成22年6月 24日開催の第3回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役および辞任した監査 役が含まれているためです。

(3) 社外役員の主な活動状況

区		分	氏			名	主 な 活 動 状 況
取	締	役	田	辺	孝	=	当事業年度に開催された取締役会全15回のうち13回に出席 し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	虫	本	貴	洋	当事業年度に開催された取締役会全15回のうち14回に出席 し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監	查	役	加	藤	裕		当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会15回の全 てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行って おります。
監	查	役	小	林	_	男	平成22年6月24日就任以降に開催された取締役会11回、監査役会11回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、定款第35条において、社外取締役および社外監査役の責任限定に 関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社と社外取締役である田辺孝二、虫本貴洋および社外 監査役である加藤裕二、小林一男と締結した責任限定契約の概要は次のとお りであります。

<契約内容の概要>

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に対し損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第427条に定める最低責任限定額を限度として、当社に対して損害責任を負うものとする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人(東京都千代田区内幸町二丁目2番3号)

(2) 会計監査人の報酬等の額

	項目	支 払 額
1)	報酬等の額	76,000 (千円)
2	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額	86, 000

- (注) 1. 当社会計監査人監査の対象となるすべての子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融 商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区 分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記 載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

5. 業務の適正性を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

○内部統制システム構築の基本方針

- 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会規程に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、重要事項の審議ならびに決議を行う。
 - ② 経営の透明性と公正な意思決定を確保するために、業務執行を行わず特定の利害関係から独立した社外取締役を置く。
 - ③ 取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の職務執行を監督する。
 - ④ 監査役会を設置し、監査役は各種会議への出席や、監査役監査基準等に 基づく業務執行状況調査などを通じて取締役の職務執行の監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書等の保存に関する規程に基づき 保存および管理を行う。
- ② 取締役および監査役が常時これらの書類を閲覧できるよう管理する。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会はグループにおける最適なリスク管理体制を構築するために「グループリスク管理委員会」を設置し、全般的なリスクの把握、評価、対応策、予防策を推進する。
 - ② 災害等の非常事態や顧客からの苦情や要望などに関しては、情報伝達ルールを定め、リスク情報の円滑な伝達ならびに機動的対応を図る。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、経営組織を構築し、代表取締役のほか業務を執行する取締役を指名し、業務の効率的推進を行う。
 - ② 業務の迅速かつ効率的な推進を図るため、企画および管理部門が重要事項について子会社と協議を行うほか業務執行のモニタリング、管理および 統制を行う。
 - ③ 業務は、効率的かつ公正に執行されるよう、業務執行者への委任の範囲 における権限を定める決裁規程や項目別決裁基準を整備して、これを行う。
- 5. 使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① グループの全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼 される企業グループとなるためグループの企業理念、行動規程、企業行動 規程のほかコンプライアンス規程を整備して、教育・啓発を行う。
 - ② 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、「グループリスク管理委員会」とも連携をはかりつつ、グループでの法令および内部規程等の遵守状況を監査し、その結果は、社長、監査役、取締役会に最低半期に一回、それぞれ報告する。
 - ③ 財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- 6. 会社および会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため の体制
 - ① グループ全役職員が適正に業務を遂行するよう、国際航業グループ企業 理念および国際航業グループ企業行動規程ならびに国際航業グループコン プライアンス規程の周知を図る。
 - ② 関係会社管理規程を整備し、グループ各社の業務執行の監督指導を行うとともに、定期的会合の開催により業務の適正性を確認する。
 - ③ グループ全役職員は、業務遂行にあたりコンプライアンス上の疑義が生じた場合は、社内・社外の二箇所の窓口を持つヘルプラインを利用し、相談および通報することができる。
 - ④ 監査役会はグループ会社監査役と定期的に意見交換会を開催する。

- ⑤ 当社グループにおける内部統制を推進する専属部署として、「内部統制 推進室」を設置する。
- 7. 監査役会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助するために、会社の業務執行から独立した専属の社員を配置する。
 - ② 当該使用人の独立性を確保するために、当該使用人の評価および異動に関するルールを監査役会との間で取り決める。
- 8. 取締役および使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は重要会議に出席することができる。
 - ② 監査役会との間で監査役に対する報告のルールを取り決め、この取り決めに基づき報告を行なう。
 - ③ 監査役会と代表取締役、内部監査部門および監査法人とは、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。

○反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害をもたらす反社会的な活動や勢力との関係を排除し、不当な要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関わりを遮断します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「国際航業グループコンプライアンス規程」において、反社会的勢力に対する具体的な行動指針を示し、社員への周知徹底を図っております。反社会的勢力の対応部門を総務所管部としており、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力の活動や対策に関する情報収集に努め、最新情報の保有とグループ会社への情報提供を行っております。また、日頃より、警察のほか関係当局、顧問弁護士等と連携を密にし、反社会的勢力から接触があった場合には、組織的かつ迅速に反社会的勢力からの不当要求を遮断・排除する体制を構築しております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44, 400, 314	流動負債	25, 020, 281
現金及び預金	10, 537, 507	支払手形及び買掛金	4, 746, 560
受取手形及び売掛金	20, 419, 777	短期借入金	12, 671, 515
販売用不動産	6, 765, 552	1年内返済予定の長期借入金	2, 707, 551
製品	3, 937, 147	1年内償還予定の社債	738, 000
原 材 料	21,034	リース債務	190, 106
仕 掛 品	323, 577	未払法人税等	263, 985
繰 延 税 金 資 産	261, 153	前 受 金	1, 063, 905
短 期 貸 付 金	1, 368, 572	賞与引当金	303, 718
そ の 他	856, 938	受注損失引当金	59, 002
貸 倒 引 当 金	△90, 947	完成工事補償引当金	46, 211
固定資産	22, 530, 770	金利スワップ負債	15, 381
有形固定資産	9, 759, 601	そ の 他	2, 214, 342
建物及び構築物	3, 441, 931	固 定 負 債	12, 543, 700
機械装置及び運搬具	378, 288	社 債	718, 000
工具、器具及び備品	113, 384	長期借入金	8, 768, 610
土 地	5, 550, 821	リース債務	208, 272
リース資産	275, 175	繰 延 税 金 負 債	305, 231
無形固定資産	3, 699, 396	退職給付引当金	1,600,607
の れ ん	2, 258, 386	長期預り保証金	704, 069
リース資産	22, 708	長期 未払金	155, 199
ソフトウェア	408, 587	金利スワップ負債	27, 213
ソフトウェア仮勘定	979, 580	そ の 他	56, 495
そ の 他	30, 133	負 債 合 計	37, 563, 982
投資その他の資産	9, 071, 772	(純資産の部)	
投資有価証券	4, 746, 732	株 主 資 本	27, 197, 972
長期貸付金	1, 836, 941	資 本 金	16, 939, 013
繰 延 税 金 資 産	409, 947	資本剰余金	13, 681, 587
そ の 他	4, 369, 590	利 益 剰 余 金	△2, 727, 225
貸倒引当金	$\triangle 2, 291, 440$	自己株式	△695, 401
		その他の包括利益累計額	555, 064
		その他有価証券評価差額金	507, 536
		繰延ヘッジ損益	△36, 093
		為替換算調整勘定	83, 621
		少数株主持分	1, 614, 064
		純 資 産 合 計	29, 367, 102
資 産 合 計	66, 931, 085	負債・純資産合計	66, 931, 085

連結損益計算書

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

科	目	金	額
売 上 温	前		50, 877, 761
売 上 原 値	ш		38, 778, 035
売 上 総 利 ៎	盖		12, 099, 725
販売費及び一般管理費	費		11, 854, 634
営 業 利 4	盖		245, 091
営業外収2	益		
受取利息及び配	当 金	210, 875	
負 の の れ ん 償	却 額	17, 649	
持分法による投資	針利 益	323, 139	
その他の営業外	収 益	152, 593	704, 258
営 業 外 費 月	Ħ		
支 払 利	息	590, 065	
社 債 利	息	20, 888	
社 債 発 行 費	償 却	3, 417	
為 替 差	損	395, 919	
貸倒引当金繰	入 額	27, 702	
その他の営業外	費用	154, 558	1, 192, 550
経常損失(Δ)		△243, 201
特別利 4	益		
貸倒引当金戻	入 額	59, 228	
固定資産売	却 益	97, 810	
投 資 有 価 証 券 売	却 益	88, 483	
関係会社株式売	却 益	49, 737	
負ののれん発	生 益	586, 906	
補 助 金 収	入	250, 473	
その他の特別	利 益	116, 674	1, 249, 313

科	目		金	額
特 別 損	失			
固定資産	処 分	損	33, 389	
固定資産	圧 縮	損	250, 473	
減損	損	失	438, 108	
投資有価証	券 評 価	損	691, 285	
貸倒引当金	繰 入	額	1, 168, 869	
段階取得に	係る差	損	97, 875	
瑕疵担保責任	履行損	失	61, 372	
災害によ	る損	失	60, 792	
資産除去債務会計基 う 影	準の適用に 響	_伴 額	40, 471	
その他の特	別損	失	55, 917	2, 898, 556
税金等調整前当期純損	失(△)			△1, 892, 443
法人税、住民税及び	事業税		256, 209	
法 人 税 等 調	整額		42, 284	298, 493
少数株主損益調整前当期純	損失 (Δ)			△2, 190, 937
少数株主	利 益			16, 745
当期純損失 (Δ)			△2, 207, 683

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

							(半世 1 ロ/
			株	主	資		本	
	資本会	資本	剰余金	利益	剰余金	É	己株式	株主資本 合 計
平成22年3月31日残高	16, 939, 0	13 15,	263, 813	△2,	101, 769	2	△692, 908	29, 408, 148
連結会計年度中の変動額								
当期純損失(△)				△2,	207, 683			△2, 207, 683
資本剰余金から利益剰 余 金 へ の 振 替		△1,	582, 226	1,	582, 226			_
連結子会社株式の追加取得による持分の増減								_
連結子会社株式の売却								_
による持分の増減 少数株主利益								
自己株式の取得							△2, 492	△2, 492
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)								_
連結会計年度中の変動額合計		<u></u> △1,	582, 226	Δ	625, 456		△2, 492	△2, 210, 175
平成23年3月31日残高	16, 939, 0	13 13,	881, 587	Δ2,	727, 225	2	△695, 401	27, 197, 972
	د	その他の行	の他の包括利益累計額					
	その他有 価証券評 価差額金	繰延へ対対		₹換算 {勘定	その他の 括利益累 額 合		少数株主持 分	一細骨医骨部
平成22年3月31日残高	635, 581	△37, 14	15 3	3, 236	631,	672	2, 393, 38	8 32, 433, 209
連結会計年度中の変動額								
当期純損失(△)						_		△2, 207, 683
資本剰余金から利益剰 余 金 へ の 振 替						_		_
連結子会社株式の追加 取得による持分の増減						_	△787, 60	9 △787, 609
連結子会社株式の売却による持分の増減						_	△7, 33	8 △7, 338
少数株主利益						_	16, 74	5 16, 745
自己株式の取得						_		△2, 492
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	△128, 044	1, 0	51 5	50, 385	△76,	607	△1, 12	1 △77, 729
連結会計年度中の変動額 合計	△128, 044	1, 0	51 5	50, 385	△76,	607	△779, 32	3 △3, 066, 107
平成23年3月31日残高	507, 536	△36, 09	93 8	3, 621	555,	064	1, 614, 06	4 29, 367, 102

連 結 注 記 表

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連 結 子 会 社……68社

国際航業(株)

国際文化財㈱

KOKUSAI EUROPE GmbH

宮崎ソーラーウェイ㈱ ほか60社

- ② 主要な非連結子会社の名称等 該当はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称 持分法を適用した非連結子会社……該当はありません。 持分法を適用した関連会社……3社

アジア航測㈱ ㈱イメージワン ㈱ミッドマップ東京

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等 持分法を適用しない非連結子会社……該当はありません。 持分法を適用しない関連会社……㈱マップリンク 持分法を適用しない理由……持分法を適用していない関連会

社については、当期純損益及び 利益剰余金等に及ぼす影響が軽 微であり、かつ全体としても重 要性がないため、持分法の適用 範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ連結子会社の決算日現在の 財務諸表を使用し、連結決算日と異なる決算期の子会社に関しては、連結 決算日までの間に生じた重要な取引に対し、連結上必要な調整を行ってお ります。

なお、連結子会社の国際ビルマネジメント㈱については、当連結会計年度より決算日を12月31日から3月31日に変更したことにより、当連結会計年度における会計期間は15か月となっております。

- 3. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 (時価のあるもの)……期末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)

その他有価証券 (時価のないもの)……移動平均法による原価法

- ② デリバティブ取引により生ずる債権……時価法 及び債務
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法……個別法による原価法(貸借対照 表価額は収益性の低下に基づく </p
- (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に 規定する方法と同一基準によっております。

無形固定資産……ソフトウェアのうち、「販売目的のソフトウェア」は、

(リース資産を除く) 見込販売高に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する償却方法によっております。この場合の当初における販売可能な見込有効期間は3年としております。

「自社利用のソフトウェア」は、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース 資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法を採用しております。 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資 産については、自己所有の固定資産に適用する減価償 却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……受取手形及び売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率による額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えるため、次回賞与支給見込 額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しており ます。

受注損失引当金……受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計 年度末における未完成業務の損失見込額を計上してお ります。

完成工事補償……建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費引 当 金 用を補填するため、過去の完成工事及び分譲建物に係る補修費等の実績を基準として計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の子会社では、退職給付債務の見込額は簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び 負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は 期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換 算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、工事の進行途上においても、 その進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事 進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、それ以外の請負契約 については工事完成基準を適用しております。

(6) ヘッジ会計の処理

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金・社債に係る金利

ヘ ッ ジ 方 針……取締役会で承認された資金調達計画に基づき借入金・ 社債に係る金利変動リスクに対してヘッジを目的とし た金利スワップを利用しております。

ヘッジ有効性……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの既に経過した 評価の方法 期間について、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計 を比較し、両者の間に高い相関関係があるか否かで有効性を評価しております。

(7) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれん、負ののれん相 当額については、投資効果の発現する期間を個別に見積もり、合理的な期間で均等償却しております。また、当連結会計年度に発生した負ののれん については、全額を特別利益として計上しております。

- (8) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- 4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更 (重要な会計方針の変更)
 - (1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益は6,728千円減少、経常損失は6,728千円増加、税金等調整前当期純損失は47,200千円増加しております。

(2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日) を適用しております。

(表示方法の変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)の適用により、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

- 5. 連結貸借対照表に関する注記
 - (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ①担保提供資産

現金及び預金 1,118,982 千円 受取手形及び売掛金 57, 849 販 売 用 不 動 產 4,362,148 製 品 2,066,528 その他流動資産 73,025 建物および構築物 2, 909, 272 +地 5, 357, 759 投 資 有 価 証 券 3, 557, 982 その他投資 等 871,900 計 20, 375, 448

②上記に対応する債務

短 期 借 入 金 5,641,300 千円 1年内返済予定の長期借入金 2,353,177 長 期 借 入 金 8,285,801 計 16,280,279

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,649,298 千円
- (3) 補助金の受入による圧縮記帳額 250,473 千円
- (4) 保証債務

従業員の借入債務(住宅資金) について、保証を行っております。 独立行政法人福祉医療機構 5,285 千円 顧客の借入債務(つなぎ融資) について、保証を行っております。 (株) み な と 銀 行 ______ 71,320 千円 計 76,605

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

7	株式の種類	前連結会計年 度末の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年 度末の株式数
	普通株式	38, 157, 103株	—株	—株	38, 157, 103株

(2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

株式の種類	前連結会計年 度末の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年 度末の株式数
普通株式	1,730,309株	9, 263株	一株	1,739,572株

(注) 増加株式数の内訳は以下のとおりであります。

- ・単元未満株式の買取による取得 5,263株
- ・新たに連結子会社となった会社が保有していた親会社株式 4,000株

7. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については原則として金融機関からの短期借入金による調達を行っております。設備資金につきましては案件ごとに手許資金で賄えるか不足するかについての検討を行い、不足が生じる場合は金融機関からの長期借入金による調達を行っております。資金に余剰が生じた場合には、借入金の返済によって資金効率の向上に努めることを基本方針としておりますが、一時的な余剰資金である場合においては定期預金を中心に保全を最優先した運用を行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、そのほとんどが1年以内の回収期日です。当該リスクの管理方法に関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、 主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しており ます。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。海外子会社への外貨建ての貸付金については、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債は、主に営業取引に係る資金調達の一環であります。 また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グル

また、宮業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク)

受取手形及び売掛金は、取引先別に期日管理及び残高管理を行い、回収 懸念債権の発生を抑制するための対応を図っております。借入については、 取引の契約先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約 不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

借入金の一部は金利の変動にさらされておりますが、借入金にかかる金 利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

海外子会社への外貨建ての貸付金については、為替変動リスクを一定の 範囲に限定することを目的に先物為替予約を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務 状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して必要に応じて保有状況を 見直しております。 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引を行う場合には、実需に伴う取引に限定して実施することとし、投機目的の取引は一切行わない方針としております。また、デリバティブ取引の取引状況については、担当役員に定期的に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、財務担当部門が資金繰計画を作成・更新するとともに、 事業運営に必要な手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額が含まれております。
- 2. 金融商品の時価等に関する事項

	科目	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1)	現金及び預金	10, 537, 507	10, 537, 507	_
(2)	受取手形及び売掛金	20, 419, 777	20, 419, 777	_
(3)	投資有価証券	3, 800, 314	3, 487, 313	(313, 000)
(4)	支払手形及び買掛金	(4, 746, 560)	(4, 746, 560)	_
(5)	短期借入金	(12, 671, 515)	(12, 671, 515)	_
(6)	社債	(1, 456, 000)	(1, 464, 285)	8, 285
(7)	長期借入金	(11, 476, 162)	(11, 442, 545)	(33, 617)

- (※1) 負債に計上されているものについては、() で示しています。
- (※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (※3) 社債には、1年内償還予定の社債を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関 する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は期末日における取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(6) 社債(1年内償還予定の社債含む。)

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、 元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率 で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む。)

長期借入金の種類(会社毎)、一定の期間に基づく区分ごとに分類 し、固定金利のもの、または、変動金利であっても金利の変動が市場 金利に連動していないもの、金利スワップの特例処理によるものにつ いては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定され る利率で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等(※1)	366, 418

(※1)社債券580,000千円に対して全額貸倒引当金を計上しているため、当該 社債券の金額を控除した純額で表示しております。 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と 認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

一部の子会社では、東京都その他の地域において、主に、賃貸用のオフィ スビル(土地を含む。)を有しております。

平成23年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は266,882千円 (賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却益 は97,804千円(特別利益に計上)、減損損失は392,396千円(特別損失に計 上) であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、 次のとおりであります。

(単位 千円)

Ĭ	当期末の時価							
前期末残高	前期末残高 当期増減額 当期末残高							
5, 825, 009	△229, 819	5, 595, 190	6, 546, 107					

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除し た金額であります。
- (注2) 当期増減額のうち、主な増加額は賃貸用ビルの追加取得(327,509千円)、新規連結子 会社の取得(49,615千円)であり、主な減少額は賃貸用に保有していた不動産の減損 損失 (392,396千円)、固定資産の売却による減少 (104,632千円)、減価償却費 (119,916 千円)であります。
- (注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。) であります。
- 9. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1 株当たり純資産額

762円08銭

(2) 1 株当たり当期純損失 (△) △60円62銭

10. 重要な後発事象に関する注記 該当はありません。

11. その他の注記

該当はありません。

貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4, 096, 497	流動負債	19, 516, 950
現金及び預金	306, 439	短 期 借 入 金	3, 000, 000
前 払 費 用	21, 863	関係会社短期借入金	16, 266, 712
関係会社短期貸付金	3, 326, 125	未 払 金	198, 575
未 収 入 金	346, 579	未 払 費 用	6, 137
そ の 他	95, 489	未払法人税等	6, 756
固定資産	44, 846, 179	預 り 金	6, 628
有形固定資産	12, 443	賞 与 引 当 金	10, 765
建物及び構築物	8, 449	為替予約	19, 073
工具、器具及び備品	3, 994	そ の 他	2, 302
無形固定資産	307, 680	固定負債	62, 261
ソフトウェア	5, 474	長 期 未 払 金	57, 381
ソフトウェア仮勘定	302, 205	退職給付引当金	4, 880
投資その他の資産	44, 526, 054	負 債 合 計	19, 579, 212
投資有価証券	117, 735	(純資産の部)	
関係会社株式	38, 590, 504	株主資本	29, 363, 464
長 期 貸 付 金	895, 000	資 本 金	16, 939, 013
関係会社長期貸付金	4, 803, 108	資本剰余金	13, 564, 107
従業員に対する長期 貸 付 金	74, 894	資 本 準 備 金	4, 234, 753
差入保証金	40, 212	その他資本剰余金	9, 329, 354
そ の 他	4,600	利 益 剰 余 金	△823, 358
		その他利益剰余金	△823, 358
		繰越利益剰余金	△823, 358
		自己株式	△316, 297
		純 資 産 合 計	29, 363, 464
資 産 合 計	48, 942, 676	負債・純資産計	48, 942, 676

損益計算書

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

禾	4				目	金	額
営	業		収	益			
	経営	管	理	料」	仅 入	855, 000	
	管 理	業	務	手	数 料	525, 600	
	受	取	配	当	金	314, 474	1, 695, 074
営	業	費	用				
	<u> </u>	般	管	理	費		1, 590, 725
営	業	:	利	益			104, 348
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	241, 682	
	その	他の	営	業外	収 益	635	242, 318
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	492, 807	
	為	替		差	損	185, 352	
	その	他の	営	業外	費用	728	678, 888
	経常	損失	(Δ)			△332, 221
特	別	;	損	失			
	投 資	有 価	証	券 評	価 損	464, 948	
	関 係					19, 420	
	資産除 に 作	法債務 半 う		├基準(杉 響		2, 967	487, 336
税	引前当	期純損	失	(A)			△819, 558
	法人移	总、住	民税	及び事	事業 税		3, 800
当	期純	損失	€ (Δ)			△823, 358

株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日) 至 平成23年3月31日)

株主資本

		林土箕平										
						資本乗	余金			利益剰余金		
	資	本	金	資本	本準備金	そ の 他 資本剰余金		資本剰余 合	:金 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計	
平成22年3月31日 残 高	16,	939,	013	4,	234, 753	10, 91	1, 580	15, 146,	333	△1, 582, 226	∆1, 582, 226	
事業年度中の 変 動 額												
当期純損失(△)									-	△823, 358	△823, 358	
資本剰余金か ら利益剰余金 への振替						△1,58	32, 226	△1, 582, 2	226	1, 582, 226	1, 582, 226	
自己株式の取得									-		_	
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額 (純額)									_		_	
事業年度中の 変 動 額 合 計			_		_	△1, 58	2, 226	△1, 582, 2	226	758, 868	758, 868	
平成23年3月31日 残 高	16,	939,	013	4,	234, 753	9, 329, 354		13, 564, 107		△823, 358	△823, 358	
		j	株	主	資 本	評価・換算			算是			
		自己	株式		株主資合	本計		也有価証券 差 額 金	評等	価・換算差額 合 計	純資産合計	
平成22年3月31日 残 高		\triangle	315,	337	30, 18	37, 782	4	△188, 636 △188, 636		29, 999, 146		
事業年度中の 変 動 額												
当期純損失 (△)					△82	23, 358				_	△823, 358	
資本剰余金から利益剰余金 への振替										_	_	
自己株式の取得			Δ	960		△960				_	△960	
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額 (純額)						_		188, 636 188, 636		188, 636	188, 636	
事業年度中の変動 額合計			Δ	960	△82	24, 318		188, 636		188, 636	△635, 682	
平成23年3月31日 残 高		\triangle	316,	297	29, 36	63, 464		_		_	29, 363, 464	

個 別 注 記 表

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 及 び 関 連 会 社 株 式……移動平均法による原価法 その他有価証券 (時価のあるもの) ……期末日の市場価格等に基 づく時価法 (評価差額は

づく時価法(評価差額は 全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動 平均法により算定)

その他有価証券 (時価のないもの) ……移動平均法による原価法 ② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務……時価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存 価額については、法人税法に規定する方法と同一の基 準によっております。

無形固定資産……ソフトウェアのうち、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……貸付金、未収入金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率による額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における残高はありません。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えるため、次回賞与支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 (4) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益は172千円減少、経常損失は172千円増加、税引前当期純損失は3,139千円増加しております。

- 4. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保提供資産

投資有価証券 888,472 千円 なお、上記のほかに、関係会社の投資有価証券、土地、建物、定期預金を 担保に供しております。

② 上記に対応する債務

当社及び当社の子会社の以下の借入金について担保提供を行っております。 (当社)

短期借入金 3,000,000 千円 (子会社) 長期借入金 2,000,000 千円 計 5,000,000

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,479 千円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っており ます。

玉 際航 業株 8,660,000 千円 国際ランド&ディベロップメント㈱ 292, 500 国際環境ソリューションズ㈱ 100,000 宮崎ソーラーウェイ㈱ 395,000

9, 447, 500

また、上記のほか下記関係会社の金利スワップ取引について債務保証を行 っております。当該スワップの時価は以下のとおりであります。

際 航 業 ㈱ △35,563 千円 玉

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短 期 金 銭 債 権 375,038 千円 長 期 金 銭 債 権 41,025 短 金 銭 債 務 期 42, 238

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営 業 収 益 1,695,074 千円 一般管理費 234, 693

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 233,874 千円

営業外費用 453,592

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における種類ごとの自己株式の数

株式の種類	前事業年度末の 株 式 数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 の 株 式 数
普通株式	1,011,125株	5, 263株	一株	1,016,388株

- (注) 増加株式数の内訳は以下のとおりであります。
 - ・単元未満株式の買取による取得 5.263株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	賞		与		引		当		金	4, 359	千円
	未		払		事		業		税	2, 495	
	減	佃	f 1	賞	却	起	3 j	咼	額	9, 508	
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	154, 987	
	関	係	会	社	株	式	評	価	損	561, 456	
	繰		越		欠		損		金	343, 363	
	そ				の				他	4, 065	
繰	延和	逆ぐ	仓資	産	小	計				1, 080, 237	_
	評	ſi	五	性	:	引	= 기	á	額	△1, 080, 237	
繰	延和	兇る	 企資	産	合	計				_	

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社等

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関係	内容	取引の内容			期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係		取引金額	科目	
		被所有 直接59.4%	兼任3名	経営管理 資金貸付	経営管理料 の支払(注1)	110, 000	_	_
親会社	日本アジアグルー プ(柄)				資金の貸付	2, 300, 000	_	_
					貸付金利息 の受取(注2)	59, 364	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営管理料については、協議の上契約により決定しております。
- (注2) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 子会社等

		議決権の	関	係内容				
属性	会社等の名称	所有割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					経営管理料 の受取(注1)	500, 000	_	_
					管理業務受託料 の受取(注2)	450, 000		
				経営管理 資金借入	資金の借入	36, 316, 712	関係会社 短期借入金	13, 366, 712
子会社	国際航業㈱	所有 直接100%	兼任1名	担保提供担保受入	借入金利息 の支払(注3)	384, 393	_	_
				債務保証	担保の提供 (注6)	2, 000, 000	_	
					担保の受入 (注7)	3, 000, 000	_	_
					債務保証 (注4)	8, 660, 000	_	_
	国際環境ソリューションズ(株)	所有 直接100%		経営管理 資金借入 債務保保証 配当の受取	経営管理料 の受取(注1)	60,000	_	_
			_		管理業務受託料 の受取(注2)	27, 000		
子会社					資金の借入	600,000	関係会社 短期借入金	300,000
					借入金利息 の支払(注3)	5, 643	_	_
					債務保証 (注4)	100, 000	_	_
					配当の受取	100, 000	_	_
					管理業務受託 料の受取(注2)	20, 000	_	
子会社	国際文化財㈱	所有 直接100%	_	経営管理 資金貸付	資金の貸付	480, 000	関係会社 短期貸付金	400,000
					貸付金利息 の受取(注3)	4, 310	_	l
					経営管理料 の受取(注1)	120, 000	未収入金	120,000
	KOKUSAI			仅	資金の貸付	5, 291, 295	関係会社 短期貸付金	2, 346, 125
子会社	EUROPE GmbH	所有 直接100%	_	経営管理 資金貸付 増資引受	資金の貸付	2, 703, 108	関係会社 長期貸付金	2, 703, 108
					貸付金利息 の受取(注3)	120, 537	未収入金	224, 826
					増資の引受	473, 473	_	_

属 性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関係内容			77 71 6 dor	6 1 E	167 -1 - 715 -5-
			役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	国際ランド& ディベロップ メント㈱	所有 直接100%	兼任1名	経営管理 資金貸付 事務所保証 配当の受取	経営管理料 の受取(注1)	60,000		
					管理業務受託 料の受取(注2)	27, 000	_	_
					資金の貸付	500, 000	関係会社 短期貸付金	500, 000
					資金の貸付	_	関係会社 長期貸付金	2, 100, 000
					貸付金利息 の受取(注3)	47, 711	未収入金	1, 753
					事務所賃借料 の支払 (注5)	95, 920	前払費用	7, 455
					事務所賃借に 係る差入保証 金の返還	3, 894	差入保証金	41, 025
					債務保証 (注4)	292, 500	_	_
					配当の受取	192, 464	_	_
子会社	㈱五星	_	_	株式の売却	子会社株式の 譲渡(注8)	123, 379	_	_
					子会社株式 売却損	19, 420	_	_
子会社の 子会社	アソシエイト リース(株)	所有 間接100%	兼任2名	経営管理資金借入	経営管理料 の受取(注1)	15, 000	_	_
					資金の借入	5, 200, 000	関係会社 短期借入金	2, 600, 000
					借入金利息 の支払(注3)	63, 554	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営管理料については、協議の上契約により決定しております。
- (注2) 管理業務受託料については、協議の上契約により決定しております。
- (注3) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注4)銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。
- (注5) 事務所賃借料については、他の取引事例と同様に同社の算定価格に基づき、 個別交渉にて決定しております。
- (注6) 子会社の銀行借入に対し、担保提供を行っているものであり、「取引金額」 は借入債務の期末残高を記載しております。
- (注7) 当社の銀行借入に対し、担保が提供されているものであり、「取引金額」 は借入債務の期末残高を記載しております。
- (注8) ㈱五星は、平成22年6月30日に当社が保有していた全株式を同社に売却したため、連結の範囲から除外しております。取引金額は、同社株式の売却金額を記載しております。なお、売却金額については、同社の純資産価額等に基づき、個別交渉にて決定しております。
- (注9) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 9. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1 株当たり純資産額

790円60銭

(2) 1 株当たり当期純損失(△)

△22円17銭

- 10. 重要な後発事象に関する注記 該当はありません。
- 11. その他の注記 該当はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

国際航業ホールディングス株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴 木 一 宏 印 指定有限責任社員 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、国際航業ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な 虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、 試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並び に経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の 表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表 明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際航業ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

国際航業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 紫務執行社員 公認会計士 小 西 文 夫 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際航業ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

告 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報 告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から 当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要 に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る 事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視 及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事 実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

国際航業ホールディングス株式会社 監査役会 常 勤 監 査 役 有 働 達 夫 ⑩

監 査 役 加藤裕二®

監査役小林一男®

第2号議案 取締役3名選任の件

当社と国際航業HDとの株式交換契約承認に係る議案(第1号議案)が原案どおり承認可決されることを条件に、経営体制の強化と充実を図るため、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者3名は、本議案が原案どおり承認可決された場合、本 株主総会の終結の時をもって就任し、取締役増田雄輔は、本株主総会の終結 の時をもって辞任いたします。

また、本株主総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

収益な疾情有は、次のこわりであります。					
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数		
1	ばれ むら こう いち 米 村 貢 一 (昭和36年8月30日)	平成 5年 6月 国際航業株式会社入社 平成17年 4月 同社管理本部経理部長 平成19年10月 国際航業ホールディングス株式会社経営 本部財務部長 平成20年 6月 同社取締役経営本部財務部長 平成21年 2月 同社取締役管理本部長兼財務部長リスク 管理担当 平成22年 4月 同社取締役管理本部長リスク管理担当 (現任)	一株		
		(重要な兼職の状況) 国際航業ホールディングス株式会社 取締役管理本部 長リスク管理担当			
2	わた なべ かず のぶ 渡 邉 和 伸 (昭和41年10月4日)	平成3年4月株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社的おぞら銀行)入行 平成19年1月国際航業株式会社入社 事業推進本部事業企画担当部長 平成19年10月国際航業ホールディングス株式会社経営企画本部企画グループ長 平成20年6月同社経営本部企画部長 平成21年2月同社企画本部長 平成21年6月同社取締役企画本部長(現任) (重要な兼職の状況) 国際航業ホールディングス株式会社 取締役企画本部長	一株		
3	たなべこうじ 田 辺 孝 二 (昭和27年2月1日)	昭和50年 4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 平成13年 4月 早稲田大学客員教授 平成13年 7月 経済産業省中国経済産業局長 平成14年 7月 同省経済産業政策局調査統計部長 平成16年 6月 有限会社 J コンテンツ取締役 平成17年 4月 東京工業大学大学院イノベーションマネ ジメント研究科教授(現任) 平成20年 6月 国際航業ホールディングス株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 国際航業ホールディングス株式会社 取締役	一株		

- (注1) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 田辺孝二氏は、社外取締役候補者であります。
 - ①社外取締役候補者とした理由

田辺孝二氏は、公務員経験および学識経験者として専門的見識を有しており、既に国際航業HDの社外取締役としてグループ会社の経営に対し有益な意見をいただいていることから、当社の取締役会の意思決定に際しても適切な助言をお願いできるものとして、社外取締役候補者とするものであります。

②責任限定契約

当社は、田辺孝二氏が社外取締役に選任された場合には同氏との間で、会社法第423条第1項の損賠賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に 定める最低限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役八杉哲は、本株主総会の終結の時をもって辞任いたします。 つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本株主総会において選任された監査役の任期は、当社定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

		1
氏 名	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当
(生年月日)	町座、地位わるい里安は水椒の水が	社の株式数
	昭和49年 4月 株式会社第一勧業銀行(現 ずほ銀行)入行	株式会社み
	平成15年 4月 国際航業株式会社 経営企画本部	担当部長
う どう たつ お	平成16年 4月 同社執行役員経営企画本部副本 営企画本部経営企画部長	
有 働 達 夫	平成17年 4月 同社執行役員管理本部長	一株
(昭和27年2月20日)	平成18年 4月 同社執行役員コンプライアンス	< 統括室長
	平成18年11月 同社執行役員內部監査室長	
	平成19年 6月 同社監査役	
	平成19年10月 国際航業ホールディングス株式 監査役(現任)	弋会社

(注) 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

メ モ		

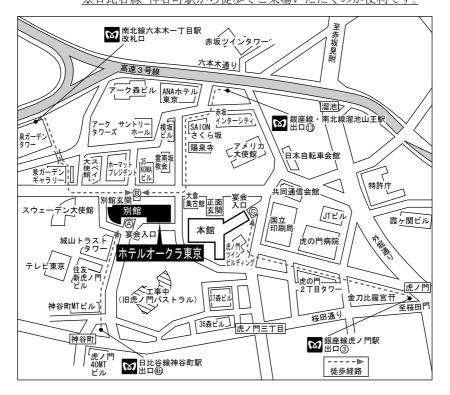
.....

臨時株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 別館2階 ホテルオークラ東京 オーチャードルーム

最寄り駅: 日比谷線 神 谷 町 駅 4 b 出口 @の別館宴会入口をご利用ください。

銀 座 線 南 北 線 南 北 線 六本木一丁目駅 改札口出口 ®の別館玄関をご利用ください。 南 北 線 六本木一丁目駅 改札口出口 ®の別館玄関をご利用ください。 銀 座 線 虎 ノ 門 駅 3番出口 ©の本館宴会入口をご利用ください。 ※日比谷線 神谷町駅から徒歩でご来場いただくのが便利です。



[お願い]

・当日の受付(入場)は、午後1時30分より開始させていただきますのでよろしくお願い申しあげます。